

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について
新旧対照表

福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）	
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止） 第三十一条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。</p> <p>二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。</p> <p>（罰則） 第三十八条（略） 2 3 （略） 4 第三十一条の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>5 （略） 6 （略） 7 （略） 8 第二十六条第一項、第三十一条、第三十二条から第三十条まで又は第三十四条第二項の規定に違反した者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項及び第五項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときはこの限りではない。</p> <p>（両罰規定） 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第七項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金を科する。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（新設） （新設） 第三十八条（略） 2 3 （略） 4 （新設） 5 （略） 6 （略） 7 第二十六条第一項、第三十一条から第三十三条まで又は第三十四条第二項の規定に違反した者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項及び第四項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときはこの限りではない。</p> <p>（両罰規定） 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第六項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金を科する。</p>